



第8号様式

許 可 証

令和3年9月6日

住 所：三重県伊勢市勢田町6 1 2 番地7

氏 名：株式会社 世古口建設南勢処分場 代表取締役 世古口 真彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたことを証する。

三重県多気郡明和町長

世古口 哲哉



許可番号	令和3年 第16号
許可の年月日 及び有効期間	令和3年9月6日より 令和5年9月5日まで
一般廃棄物 処理業の区分	収集・運搬
取り扱う廃棄物 の種類及び形状	事業系一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く）
一般廃棄物処理業を行う区域（特定業 種及び特定事業所のみを対象とする場 合はその業種名又は事業所名）	明和町全域
その他条件	<p>(1)関係法令を遵守すること。</p> <p>(2)許可車両には、許可証の写しを常時携帯しておくこと。</p> <p>(3)毎月の廃棄物の収集・運搬量については生活環境課まで実績報告書を提出すること。</p> <p>(4)許可証の内容に変更があった場合は、直ちに変更届出書を提出すること。</p> <p>(5)条件に違反した場合、許可を取り消すことがある。</p> <p>(6)登録車両</p> <p>①伊勢志摩100は9 ②三重100は5707</p> <p>③三重100は6398 ④三重100せ7529</p> <p>⑤三重130さ8339 ⑥三重100そ1993</p> <p>⑦三重400な9393 ⑧三重480た4077</p> <p>⑨三重42う7029</p>